

## 令和元年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和元年12月26日

件名	「新・足立区放課後子ども総合プラン」の骨子案及びそれに対するパブリックコメントと区の考え方について
所管部課	地域のちから推進部 住区推進課、学校運営部 学校支援課
内容	<p>平成30年9月に文部科学省と厚生労働省が新たに策定した「新・放課後子ども総合プラン」を受け、当区も『足立区放課後子ども総合プラン』を見直し、『新・足立区放課後子ども総合プラン』骨子案を策定した。今般、これに対するパブリックコメントを実施したのであわせて報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><b>1 区の新・プランの概要</b></p> <p>(1) 計画期間 令和2年度から令和6年度まで</p> <p>(2) 学童保育室と放課後子ども教室の整備計画 ア 学童保育室と放課後子ども教室の整備目標 イ 学童保育室の年度ごとのニーズ見込みと確保方策 ウ 学童保育室と放課後子ども教室の一体的実施と連携強化 等</p> <p><b>2 パブリックコメントの実施結果</b></p> <p>(1) 実施期間 令和元年11月1日（金）～11月30日（土）</p> <p>(2) 公表資料 新・足立区放課後子ども総合プラン（骨子案） 【別添、報告資料6-1】</p> <p>(3) 意見提出者数 116名</p> <p>(4) 意見の件数 147件</p> <p>(5) 意見の提出方法 ア 区ホームページの意見受付フォーム 115名 イ ファクシミリ 1名</p> <p>(6) 意見に対する区の考え方 報告資料6-2のとおりである。</p>

### 3 今後の方針

足立区地域保健福祉推進協議会及び同子ども支援専門部会での意見やパブリックコメントでの意見等を踏まえ、プラン（案）を策定していく。

### 4 今後のスケジュール（予定）

- ・ 令和2年2月26日（水）  
足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会に確定版を報告。
- ・ 令和2年3月27日（金）  
足立区地域保健福祉推進協議会に確定版を報告。

# 骨子案

## 新・足立区放課後子ども総合プラン

～～子どもの安全安心な放課後のために～～



令和2年2月

足立区住区推進課  
足立区教育委員会学校支援課

## 目 次

<b>第1章 新・足立区放課後子ども総合プランの策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 策定の背景 .....	1
2 策定の経過 .....	3
3 位置づけ .....	4
4 プランに盛り込むべき内容 .....	6
5 計画期間 .....	8
6 推進体制 .....	9
<b>第2章 学童保育室と放課後子ども教室の整備計画</b> .....	<b>10</b>
1 学童保育室と放課後子ども教室の整備目標 .....	10
2 学童保育室の年度ごとのニーズ見込みと確保方策 .....	11
3 学童保育室の開所時間の延長 .....	14
4 学童保育室の質の向上対策 .....	15
5 学童保育室での事業内容の周知方策 .....	16
6 放課後子ども教室の実施計画 .....	16
7 学童保育室と放課後子ども教室の一体的実施と連携強化 .....	19
8 特別な配慮を必要とする児童への対応 .....	21
<b>第3章 資料</b> .....	<b>23</b>

## 第1章 新・足立区放課後子ども総合プランの策定にあたって

### 1 策定の背景

平成26年7月に文部科学省と厚生労働省は、共働き家庭等の「小1の壁」<sup>1</sup>を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全安心に過ごし、多様な体験ができるよう『放課後子ども総合プラン』を策定しました。

このプランは、厚生労働省所管の放課後児童クラブ（足立区では「学童保育室」といいます。以下、本プランでは「学童保育室」といいます。）の増設、また文部科学省所管の放課後子供教室（足立区では「放課後子ども教室」といいます。以下、本プランでは「放課後子ども教室」といいます。）と学童保育との一体的実施をめざすもので、地方自治体ごとのプランが求められました。

そこで、足立区では、平成28年3月に「足立区放課後子ども総合プラン」（平成27年度～平成31年度）を策定し、学童保育室と放課後子ども教室の双方で、目標事業量や連携方策を設定し、以下のとおり取組んできました。

- (1) 小学校の改築時等に、校内へ学童保育室を設置し、平成30年度末には、全小学校69校中30校、学童保育室数では31か所（38室）を「一体型」<sup>2</sup>として実施。
- (2) 小学校に隣接する学童保育室2か所（3室）においても、双方の児童が、放課後子ども教室が実施する活動に参加できるよう連携をとり実施。
- (3) 放課後子ども教室については、69校中全学年実施校が68校（令和2年2月時点）。

国のプランでは、計画期間（平成27年度～平成31年度）内に、学童保育室を全国で新たに約30万人分を整備することや、学童保育室と放課後子ども教室の「一体

<sup>1</sup> 子どもの小学校入学にあたり、学童保育室に希望どおり入室できなかつたり、保育時間が保育園より短いために働き方を見直さなければならないことをいいます。

<sup>2</sup> 学童保育室と放課後子ども教室を同一の小学校内等で実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものをいいます。

## 第1章 新・足立区放課後子ども総合プランの策定にあたって

### 1 策定の背景

型」の実施拡大を図ることを目標<sup>3</sup>としていましたが、現状では目標の達成に至っていません。

さらに近年の女性就業率の上昇等による共働き家庭等の増加により、学童保育室の待機児童がさらに増加することが見込まれ、学童保育室の整備が喫緊の課題となっています。また、「一体型」での実施についても、学校の余裕教室が、様々な教育需要から他の学習用として転用されるなど、校内への学童保育室の増設が進まない現状もあります。

これらを踏まえて国は、平成30年9月に、旧プランの期間を1年短縮し、令和元年度から令和5年度までの5か年の「新・放課後子ども総合プラン」を前倒しして策定しました。

これを受けて足立区も、現行の「足立区放課後子ども総合プラン」の取組みを検証するとともに、国の新プランとの整合を図り、「新・足立区放課後子ども総合プラン」の策定に至りました。

---

<sup>3</sup> 令和元年度末までに、全小学校区(約2万か所)で一体的に、又は連携して実施し、うち1万か所以上を「一体型」で実施することをめざしていました。

## 2 策定の経過

プラン策定にあたっては、足立区地域保健福祉推進協議会および同協議会の部会である足立区子ども支援専門部会にご審議いただきました。

なお、広く区民の皆様の意見をお聴きするため、パブリックコメントも実施しました。

### (1) 足立区地域保健福祉推進協議会

- ・令和元年12月26日

### (2) 足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会

- ・令和元年10月11日
- ・令和元年12月13日
- ・令和2年 2月26日

### (3) パブリックコメント

令和元年11月1日から11月30日まで、パブリックコメント（☞P●●）を実施し、プランの素案に対して幅広い意見をいただきました。

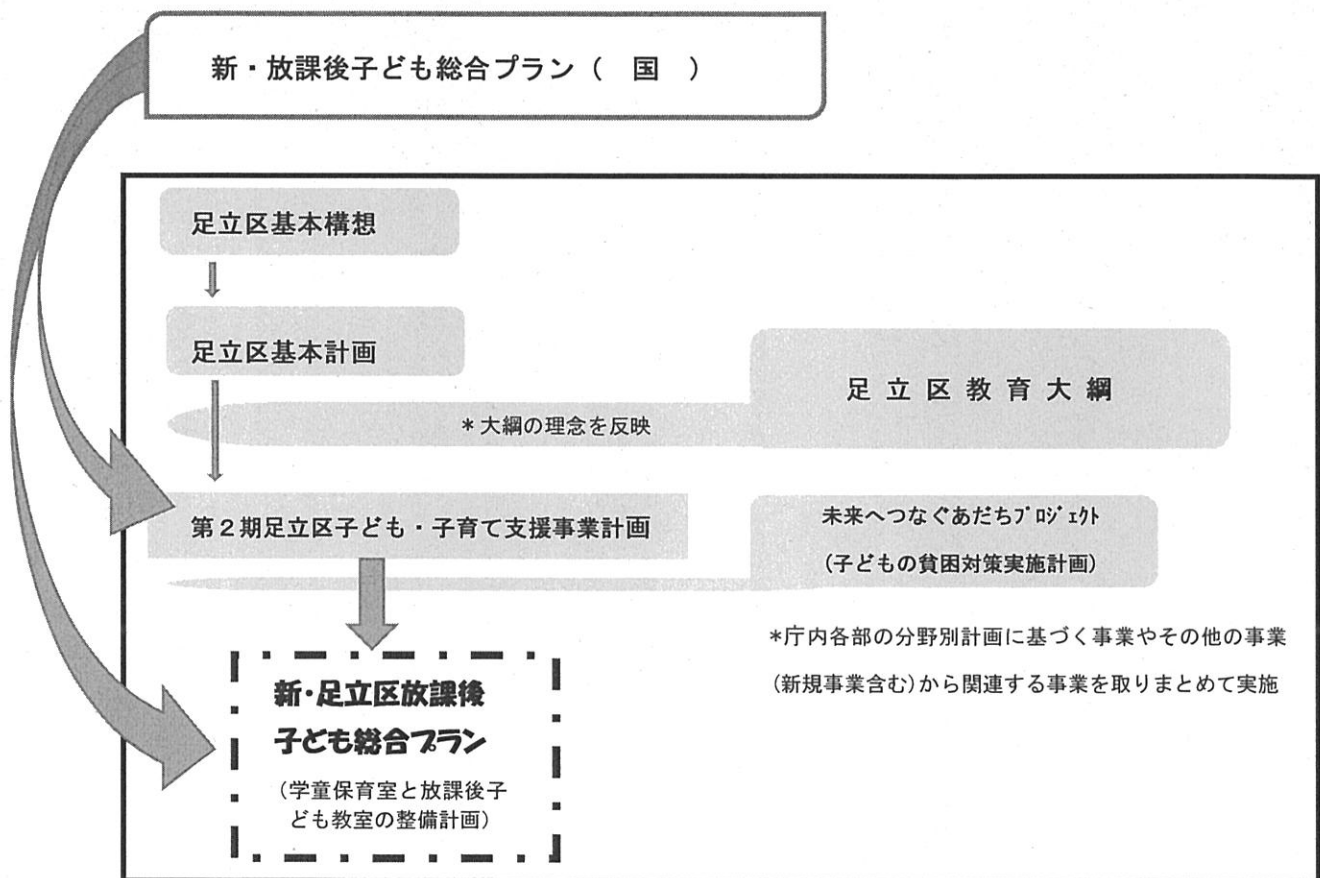
皆様からいただいたご意見

### 3 位置づけ

#### (1) プランの範囲

プランは、子ども・子育て支援法第60条及び次世代育成支援対策推進法第7条の規定に基づく指針に即して策定します。

なお、文部科学省通知の30文科生第396号「新・放課後子ども総合プランについて」を受け、国が示した各区市町村の策定するプランに盛り込むべき内容の一部は、「第2期足立区子ども・子育て支援事業計画」に記載するため、プランは、学童保育室及び放課後子ども教室にかかわる施策についてのみを内容とします。



#### (2) 基本理念

「新・足立区放課後子ども総合プラン」は、教育大綱に掲げた基本理念『夢や希望を信じて生き抜く人づくり』を共有します。この基本理念には、迷いや困難に直面してもそれを乗り越え、自らが信じる夢や希望に向かって進む、たくましさを持って生きて欲しいという思いが込められています。



### (3) 足立区基本計画との関係

プランに掲げた基本理念「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」の実現には、まず、日々の暮らしの主演であり、まちづくりの担い手でもある「ひと」がいて、その人々が営む日々の「暮らし」があり、その暮らしが展開される舞台となる「まち」があります。さらに、「ひと」「暮らし」「まち」を支える「行財政」が必要となります。プランにおける子ども・子育て支援につながる施策は、『足立区基本計画』の「ひと」「暮らし」「まち」「行財政」の4つの視点と16の施策群、52の施策を踏まえて体系づけられています。

学童保育室と放課後子ども教室が連携して取り組むことにより、『足立区基本構想』の柱立ての一つである『自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人』を育むことに寄与し、もって『夢や希望を信じて生き抜く人づくり』の実現をめざします。

## 4 プランに盛り込むべき内容

この度の策定にともない、国からプランに盛り込むことを求められた内容は以下のとおりです。

### (1) 学童保育室に関すること

- ア 学童保育室の年度ごとの量の見込みと目標整備量 ☞ P11
- イ 地域の実情に応じた学童保育室の開所時間の延長に係る取組 ☞ P14
- ウ 学童保育室の質をさらに向上させていくための方策 ☞ P15
- エ 学童保育室における育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策 ☞ P16
- オ 一体型の学童保育室の目標整備量 ☞ P19
- カ 学童保育室及び放課後子ども教室の一体的、または連携による実施に関する具体的な方策（再掲）☞ P19
- キ 小学校の余裕教室等の学童保育室及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策（再掲）☞ P19
- ク 学童保育室及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と地域のちから推進部の具体的な連携に関する方策（再掲）☞ P19
- ケ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策 ☞ P21

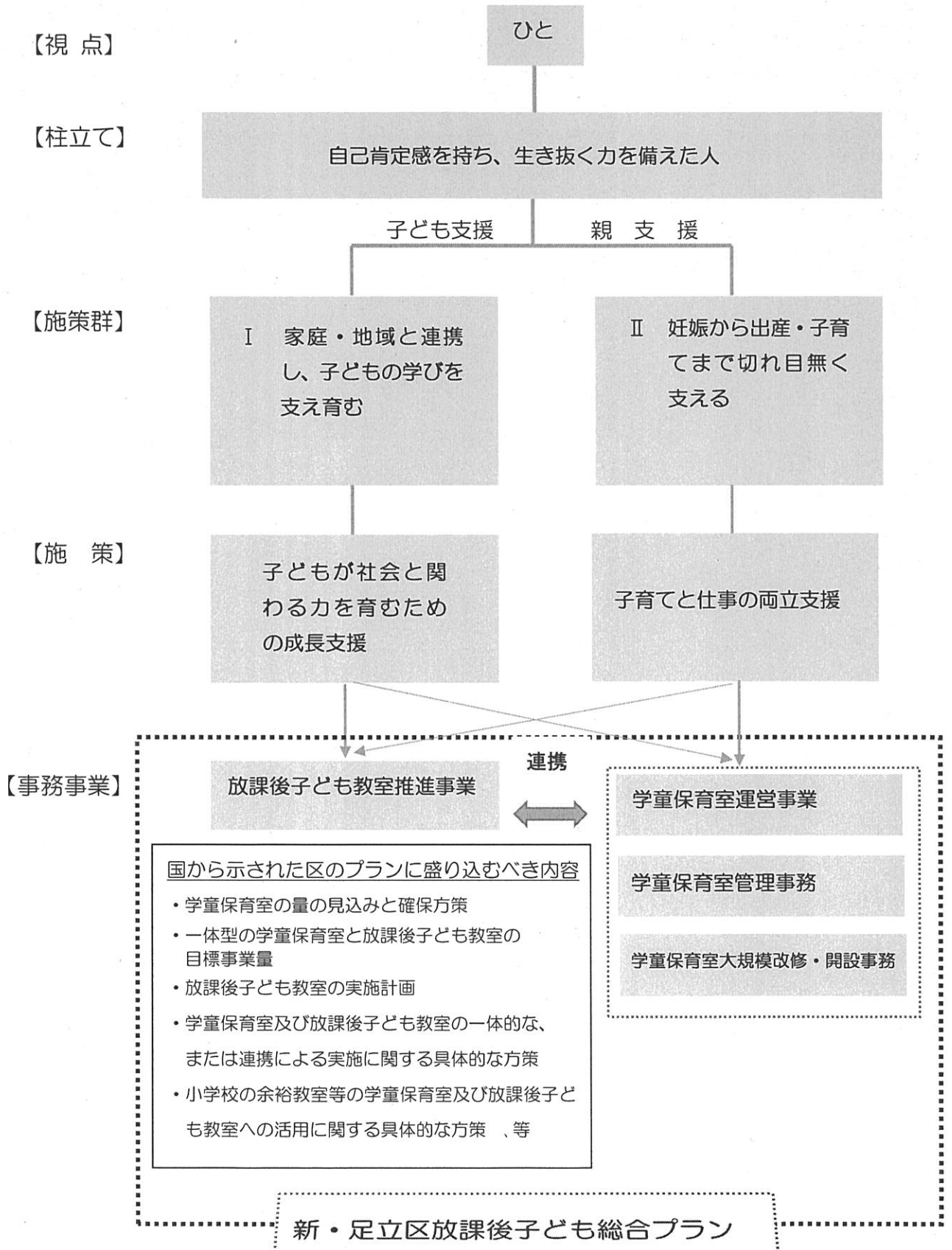
※ ウ・エ・ケは、新に国が示した内容です。

### (2) 放課後子ども教室に関すること

- ア 放課後子ども教室の実施計画 ☞ P16
- イ 学童保育室及び放課後子ども教室の一体的、または連携による実施に関する具体的な方策 ☞ P19
- ウ 学童保育室及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と地域のちから推進部の具体的な連携に関する方策 ☞ P19

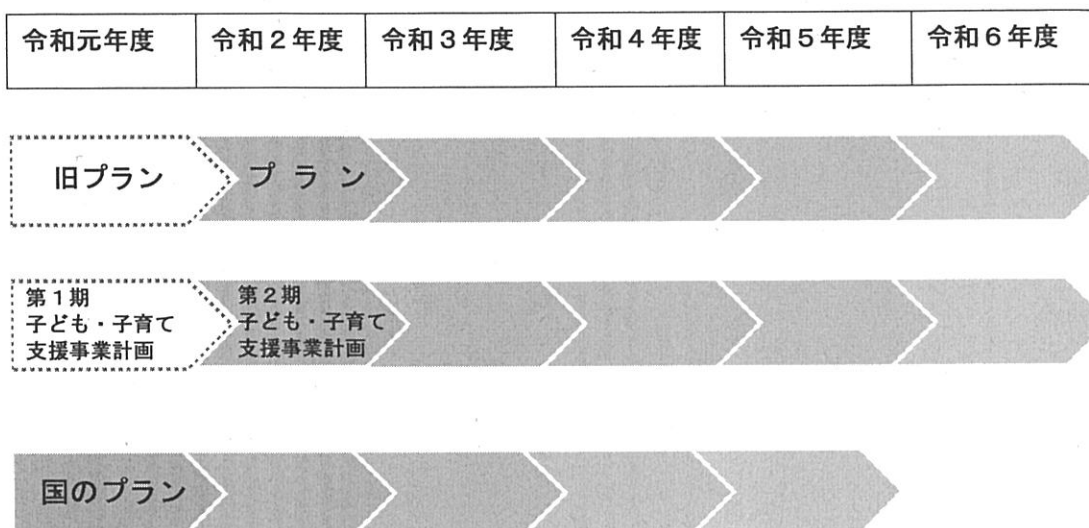
※「☞」は掲載しているページを示しています。

プランの体系図



## 5 計画期間

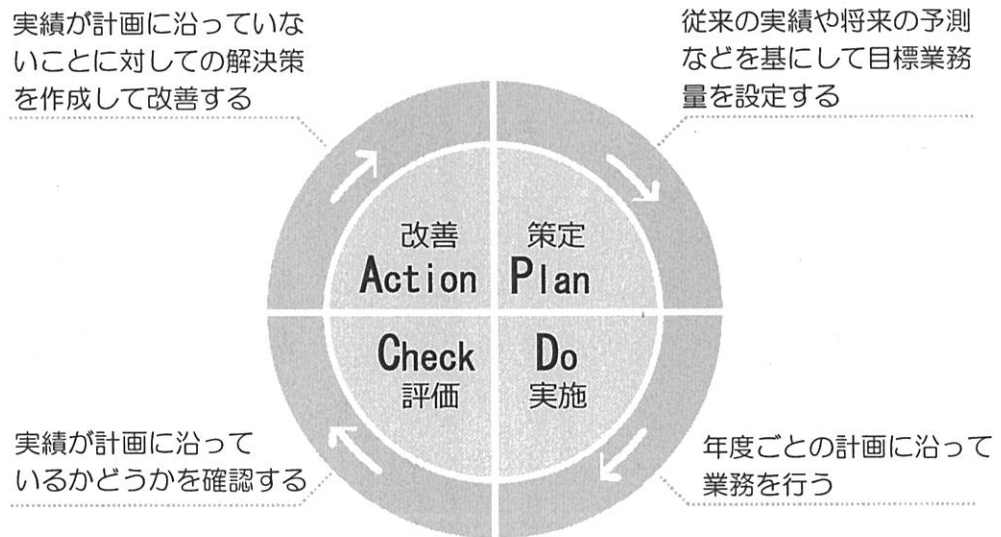
プランの計画期間は、令和2年度を始期としますが、最終年度は国のプランの期間が満了する令和5年度を1年先延ばしして令和6年度までとし、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定による基本指針に即した、「第2期子ども・子育て支援事業計画」(令和2年度から令和6年度)と期間を合わせて、一体的に推進を図ることとしました。



## 6 推進体制

放課後子ども教室担当所管（教育委員会学校支援課）、運営支援担当（公益財団法人足立区生涯学習振興公社）と学童保育室担当所管（地域のちから推進部住区推進課）による連絡会（2ヶ月に1回開催予定）等において、プランで定めた方策の効果や目標事業量の達成度について検証し、方向性や推進体制の確認を行うなど、PDCAサイクルに則り事業推進を図っていきます。

PDCAサイクルのイメージ



## 第2章 学童保育室と放課後子ども教室の整備計画

### 1 学童保育室と放課後子ども教室の整備目標

学童保育室と放課後子ども教室における主な事業目標は以下のとおりです。

- (1) 学童保育室の整備については、小学校の改築時や適正配置の実施時において、新規設置や定員の増員を図る他、民設の学童保育室の誘致等により促進していきます。

現状（令和元年度）	目標（令和6年度）
114室	129室

- (2) 小学校全69校において、放課後子ども教室の全学年(1～6年生)実施をめざします。

現状（令和元年度）	目標（令和6年度）
68校	全小学校（67校）

※令和4年度、5年度に統合予定

- (3) 学童保育室と放課後子ども教室の「一体型」について、全小学校の半数での実施をめざします。

現状（令和元年度）	目標（令和6年度）
30校／69校	全小学校数の1／2

## 2 学童保育室の年度ごとのニーズ見込み<sup>4</sup>と確保方策

### (1) 現 状

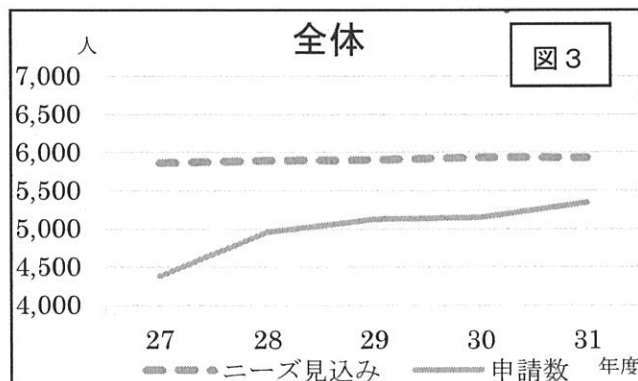
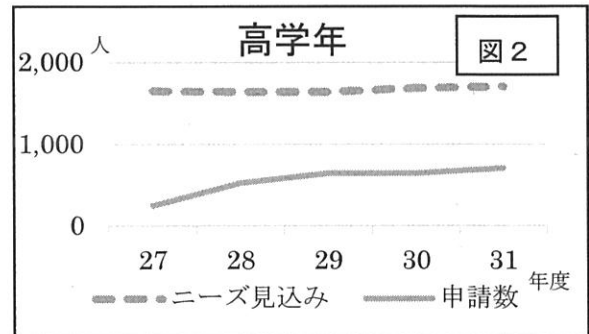
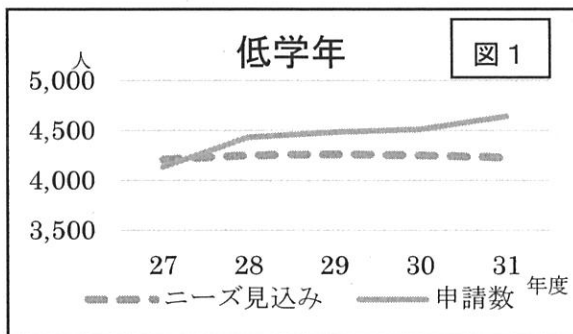
ア 全ての年度において全学年のニーズ見込みが申請数を上回りました（図3）。

イ 児童福祉法改正により、学童保育の対象が小学校3年生までから、6年生までに拡大したことに伴い必要量の大幅増を見込みましたが、特に高学年の申請数が予想に反して伸びませんでした（図2）。

旧・足立区放課後子ども総合プラン(平成27年度～令和元年度)におけるニーズ見込みと実績

\*単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
低学年	ニーズ見込み	4,213	4,254	4,266	4,254	4,232
	申請数	4,136	4,435	4,484	4,514	4,642
ニーズ見込みと申請数の差		77	△181	△218	△260	△410
高学年	ニーズ見込み	1,651	1,640	1,637	1,685	1,702
	申請数	245	522	640	638	701
ニーズ見込みと申請数の差		1,406	1,118	997	1,047	1,001
全学年	ニーズ見込み	5,864	5,894	5,903	5,939	5,934
	申請数	4,381	4,957	5,124	5,152	5,343
ニーズ見込みと申請数の差		1,483	937	779	787	591



<sup>4</sup> 区が実施したニーズ調査の結果を踏まえて算出しました。

第2章 学童保育室と放課後子ども教室の整備計画  
2 学童保育室の年度ごとのニーズ見込みと確保方策

※令和元年度の状況（平成31年4月1日現在）

	室数（室）	受入可能数（人）	入室者数（人）
学童保育室	114	5,032	4,768

※受入可能数とは、学童保育室の定員に、定員の弾力化分として定員の1割程度の人数を加えたものです。

## （2）課題

ア 学童保育室の定員増や定員の弾力化<sup>5</sup>、児童館特例利用<sup>6</sup>により、区全体としての受入可能数は確保できていますが、地域別では以下の理由により待機児童の解消には至っていないため、今後も整備が必要です。

（待機児童の解消には至っていない理由）

- ・学童保育室入室申請が小学校内の学童保育室に集中している
- ・近隣に児童館がないために児童館特例利用ができない
- ・定員に余裕のある地域と余裕の無い地域が偏在している

## （3）整備計画

ア 地域の細分化による詳細なニーズ見込みの設定

○区全体を6つに区分した現計画を改め、33地区に細分化した分析を行い、受入可能数を申請数が上回ることが見込まれる地区には学童保育室を整備していきます。

○様々な理由から、年度途中で学童保育室を退室する児童が年間約700名に上ることも勘案しつつ、別途、個別計画として「(仮)足立区学童保育室整備計画」を策定し、待機児童解消に努めます。

○当面の対策としては、児童館特例利用や放課後子ども教室などの情報を積極的に保護者に提供し、各家庭の事情に合わせた放課後の居場所を案内していきます。

イ ニーズ見込みに対する受入可能数の増員

○基本的には、小学校の改築時等に校内に学童保育室を設置していきますが、困難な場合等は、民設学童保育室の誘致を行っていきます。

○令和2年度以降、ニーズ見込みが受入可能数を大きく上回るため、プラン最終年度の令和6年度のニーズ見込みに合わせて、以下のとおり受入可能数を増員していきます。

なお、「平成31年度学童保育室待機児童緊急対策」に基づき、令和2年度（令和元年度中整備）に受入可能数90名の増員を行います。

これ以降も、プラン期間中の令和6年度までに430名の増員を行います。

<sup>5</sup> 待機児童解消のために、出席率を勘案したうえで、定員の約1割程度の人数を増員しています。

<sup>6</sup> 小学校から一旦帰宅せずに、ランドセルを持ったまま児童館を利用できる制度のことです（登録制）。



第2章 学童保育室と放課後子ども教室の整備計画  
2 学童保育室の年度ごとのニーズ見込みと確保方策

(増員の年度別内訳) ※下表《年度中の整備計画》を参照

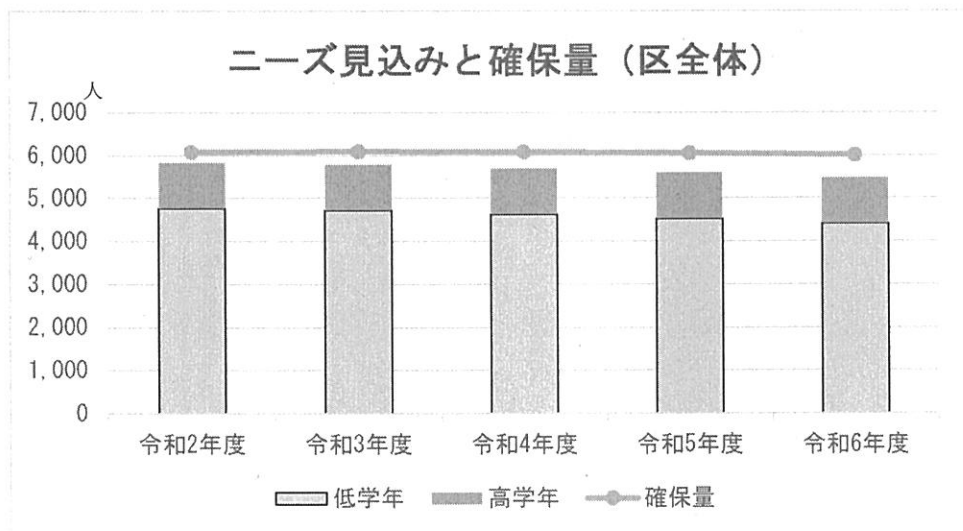
- ・令和3年度(令和2年度中整備) 120名程度増員
- ・令和4年度(令和3年度中整備) 130名程度増員
- ・令和5年度(令和4年度中整備) 90名程度増員
- ・令和6年度(令和5年度中整備) 90名程度増員

【区全域】 単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ見込み(A)	5,839	5,793	5,698	5,599	5,481
低学年	4,770	4,725	4,632	4,523	4,413
高学年	1,069	1,068	1,066	1,076	1,068
確保方策					
受入可能数	5,122	5,242	5,372	5,462	5,552
児童館特例利用登録数	961	855	710	591	458
確保方策合計(B)	6,083	6,097	6,082	6,053	6,010
過不足(C)=(B)-(A)	244	304	384	454	529

《年度中の整備計画》・・年度中に整備された確保方策が次年度の受入可能数に反映されます。 単位：人

年度中整備	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員見直し・増室による増	120	130	90	90	0



### 3 学童保育室の開所時間の延長

#### (1) 現 状

ア 学童保育室の開所時間は原則午後5時までですが、延長保育として午後6時まで開所しています。さらに、保護者の就労時間等、特別な理由がある場合は、午後7時まで開所する特別延長保育を実施しています。

イ 平成27年度から平成30年度までに、新たに10か所の学童保育室で特別延長保育を実施し、合計31か所での実施となりました。

#### (2) 課 題

ア 特別延長保育に対する要望が多く寄せられている地域や、保護者の就労時間等から需要が見込まれる地域があります。

イ 特別延長保育の実施にあたっては、延長した時間帯における職員配置の確保が必要です。

#### (3) 整備計画

ア 区全体を面にとらえ、地域間で大きな偏りが出ないようにバランスを考慮したうえで実施していきます。

イ 実施に必要な職員を確保するために、学童保育業務や待遇面に係る魅力を幅広く発信できるよう、広報やホームページ、SNS等の活用など、様々な媒体について検討していきます。

#### 年度別目標

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特別延長保育の新規実施数(箇所)	7	4	4	4	4
特別延長保育実施数(箇所)【A】	38	42	46	50	54
(特別延長保育実施率(%))【A】/【B】	(36.5)	(39.3)	(41.8)	(44.2)	(46.6)
区全体学童保育数【B】	104	107	110	113	116

## 4 学童保育室の質の向上対策

### (1) 現 状

- ア 学童保育室職員の対応等に関する苦情が、少なからず寄せられています。
- イ 食物アレルギー対応等、子どもの命にかかわるリスクが存在します。

### (2) 課 題

- ア 学童保育室職員を対象にした基礎研修、スキルアップ研修の充実が必要です。
- イ 臨時職員等を含めた学童保育職員における、放課後児童支援員の資格取得を推奨していく必要があります。

### (3) 実施計画

- ア 質の向上に資するため、下記の研修を引き続き実施していきます。なお、今後新たな課題が発生した場合には、対応する研修を追加して実施していきます。

体 系	内 容	実施回数	対象者
基 礎 研 修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学童保育事業について</li> <li>・虐待防止</li> <li>・食育について</li> <li>・食品衛生・応急手当</li> <li>・アレルギーに関する基礎知識</li> <li>・職員としての心構え（接遇・コンプライアンス・危機管理・虐待防止）</li> </ul>	各研修を年1回実施 (計年6回)	学童保育室職員が5年に1度受講できるよう計画する
スキルアップ研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理</li> <li>・外国の文化や習慣について</li> <li>・実践報告とチーム支援による子どもへの対応</li> <li>・学童保育室の課題解決に向けて（事例を通して）</li> <li>・発達支援児等の理解とその対応について</li> </ul>	各研修を隔年1回、一部は毎年実施 (計年3回)	

- イ 東京都等が実施する、放課後児童支援員資格取得のための研修受講を促進します。

## 5 学童保育室での事業内容の周知方策

### (1) 現 状

ア 学童保育室職員と利用者（保護者）との間で意思疎通上の行き違い等が見受けられます。

イ 児童の健全育成を図るにあたっては、地域との関係強化が求められています。

### (2) 課 題

ア 利用者（保護者）に対して、事業内容の周知や児童の様子をより多く伝える必要があります。

イ 地域住民に対しては、日頃から良好な関係を保ち、地域との関わりを強くしていくことが必要です。

### (3) 実施計画

ア 学童保育室が発行している「学童だより」において、わかり易く事業内容を周知します。また、保護者面談や日常のお迎え時、連絡帳等を活用し、児童一人ひとりの様子を伝えていきます。

イ 地域に対しては、学童保育室職員側からの挨拶の励行をはじめ、地元の商店との交流などにより、学童保育室における児童の成長や事業内容の周知を進めます。

## 6 放課後子ども教室の実施計画

### (1) 現 状

ア 全学年（1～6年生）実施校数が平成27年度の57校から68校（令和2年2月時点）に増加しただけでなく、対象学年が拡大したこともあり、登録児童数も増えています。

イ 平成29年度から、夏休み期間を8月25日までから31日までに6日間延長し、登校日数が減ったことにより、1校あたりの開催日数と参加児童数が一時的に減少しましたが、平成30年度は、全学年実施校が増えたこともあり、開催日数も参加児童数も増加に転じています。

ウ 体験プログラム等の内容が充実し、様々な学びや体験・交流の機会が広がっています。

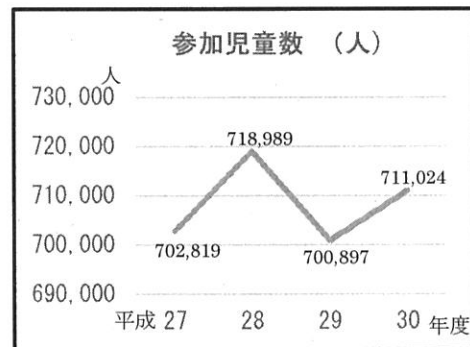
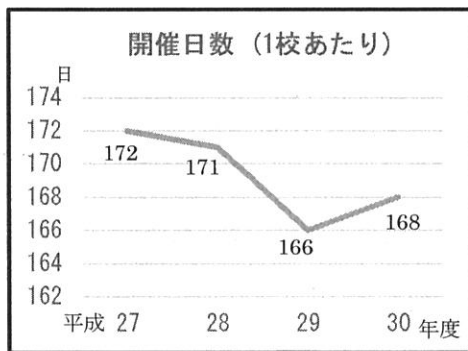
エ 夏休み中の子どもの居場所として、平成28年度から平成30年度までは4校、令和元年度は6校で夏休み期間中に放課後子ども教室を実施しました。

第2章 学童保育室と放課後子ども教室の整備計画  
6 放課後子ども教室の実施計画

放課後子ども教室実施状況

(各年度末現在)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全学年実施校数	57	60	63	66	68
開催日数(1校あたり)	172	171	166	168	
登録児童数(人)	26,042	26,905	27,618	28,073	
在籍児童数(人)	31,307	31,434	31,393	31,669	
登録率(%)	83.18	85.59	87.98	88.65	
参加児童数(人)	702,819	718,989	700,897	711,024	
週5日開催校数	68	68	68	68	
学校図書館開催校数	69	69	69	69	



(2) 課題

- ア 一部学年末実施校があり、すべての児童へ安全・安心な放課後等の居場所の提供に至っていないため、全校での全学年実施が必要です。
- イ 多様な体験ができるよう、様々な団体等と協働していますが、さらなる体力向上や読書啓発、また新たな視点として国際化、ICT教育につながる魅力あるプログラムを企画・実施することが必要です。そのためにも協力団体の開拓や地域人材を発掘し、活動の参画を促すことが重要です。
- ウ 未登録児童が登録しない理由を調査し、事業の認知度が低いということであれば、改めて周知して勧奨する必要があります。
- エ 夏休み期間中の放課後子ども教室については、既実施校の継続と新規実施校の拡大に向けた支援が必要です。

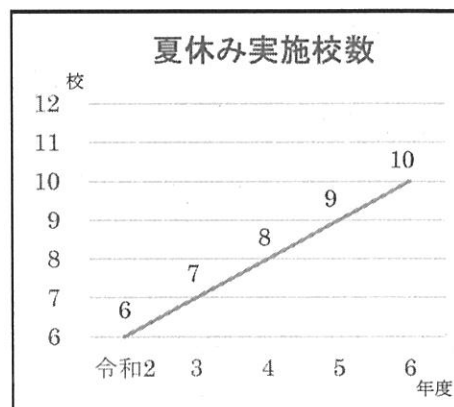
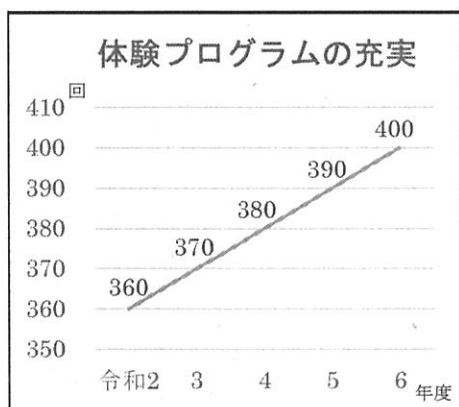
### (3) 実施計画

すべての児童に安全安心な放課後の居場所を提供するとともに、さらに体験活動を通じて、心身ともにたくましい成長を支援するため、以下のとおり計画的に整備・充実させていきます。

年度別目標

校数または回数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 全学年実施校数	68	68	全校	全校	全校
② 体験プログラムの充実	360	370	380	390	400
③ 夏休み実施校数	6	7	8	9	10



## 7 学童保育室と放課後子ども教室の一体的実施と連携強化

### (1) 現 状

ア 学童保育室は、平成27年度からの4年間で、民設を含めて8室、定員では302名分増設しました。そのうち4室を学校内に整備しました。平成30年度末現在で、全小学校69校中30校、学童保育室数では31か所(38室)を「一体型」として実施しています。

イ 放課後子ども教室は、登録児童を対象として教室や校庭、体育館、学校図書館等のスペースを学校教育に支障のない範囲で放課後の時間帯に活用して実施しているため、校内設置、校外設置を問わず、学童保育室に在籍している児童も参加しています。放課後子ども教室に参加した後に学童保育室へ安心して登室することができるよう、連携体制を整えています。

#### <主な連携>

- ・学童保育室職員と放課後子ども教室スタッフ、学校による情報連絡会を年1回開催
- ・放課後子ども教室の利用案内や「小学生のための放課後すごし方ガイド」の配付による保護者への両事業の周知
- ・学校長や関係団体の代表が集う「放課後子ども教室運営委員会」や「ブロック会議」、学童保育室と放課後子ども教室の関係所管による「放課後子ども教室推進連絡会」を定期的に関催し、情報共有を図っています。

### (2) 課 題

ア 学童保育室の校内への整備(一体型)については、小学校の適正配置や改築状況、また、既存校舎における余裕教室や敷地内における建設用地の創出が前提条件となります。さらに、開かれた学校づくり協議会等、地域の方々へ丁寧に説明し、理解を得る必要があります。

イ 開催日によって、放課後子ども教室に参加する児童の一時的な増加が見込まれる場合や、活動する場(校庭と学校図書館等)の距離が離れていることなど、児童の安全を見守る上での万全な態勢をとることが難しい場合があります。学校と密に協議する必要があります。

ウ 一体型の拡大のためには、小学校適正配置等の整備状況を踏まえる必要があります。学校の協力と関係所管の情報共有を行うため、「放課後子ども教室推進連絡会」等を活用し、実施に向けた検討が必要です。

(3) 実施計画

一体型または連携のための会議体開催回数

単位:回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ブロック会議	13	13	13	13	13
運営委員会	1	1	1	1	1
推進連絡会	6	6	6	6	6

一体型実施校数

単位:校

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一体型による実施校	31	*			

\* 小学校適正配置等の整備状況にあわせて実施していく。



## 8 特別な配慮を必要とする児童への対応

### (1) 学童保育室

#### ア 現状

- (ア) 発達支援児や食物アレルギー対応等が必要な児童に対し、高度な対応が求められています。
- (イ) 児童の状況等のより詳細な把握が必要となっています。

#### イ 課題

- (ア) 学童保育室職員に対する専門研修だけではなく、現地指導等も必要です。
- (イ) 学校や専門機関等の関係機関との緊密な連携が必要になっています。

#### ウ 実施計画

以下のとおり取り組みます。

項目	内容
現地指導等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職（心理）による学童保育室の巡回研修を実施</li> <li>・新規採用者に放課後児童支援員の資格取得を推奨（各学童保育室職員の4分の3以上が有資格者となることをめざす）</li> </ul>
関係との緊密な連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学童保育室と学校・専門機関等の連絡会議を、問題発生時に早期開催</li> <li>・対象児童に応じた関係機関とのケース会議で対応策を検討</li> </ul>

### (2) 放課後子ども教室

#### ア 現状

- (ア) 放課後子ども教室では、特別支援学級の児童や外国語のみを話す児童が利用登録をする前に保護者と面談し、放課後子ども教室の内容や個別対応が行えない旨の合意がとれた児童が参加しています。
- (イ) 放課後子ども教室では、他の児童と度々トラブルをおこすなど、対応に苦慮するケースがあります。活動中のトラブルに対しては、学校の協力を得ながら、実行委員会と(公財)足立区生涯学習振興公社が連携して対応しています。

#### イ 課題

- (ア) 特別な配慮を必要とする児童の受入れの際には、学校の協力を得て、事業の内容などを丁寧に説明する必要があります。

(イ) スタッフに対しては、こども支援センターげんき等、専門機関や相談員等の助言を受けることの出来る仕組みづくりや、学校及び関係機関との連携体制を強化する必要があります。さらに、「子どもとの接し方」に関する研修を、放課後子ども教室の運営を行ううえで年1回は受講することを義務付ける必要があります。

## ウ 実施計画

「子どもとの接し方研修」の実施

単位:回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子どもとの接し方研修 【対象】放課後子ども教室スタッフ	1	1	1	1	1

※2年間でスタッフ全員が受講できるよう、フォロー研修なども組み込み研修計画をたてていく。